

## 「(地独) 加古川市民病院機構 第 3 期中期目標 (案)」に係る パブリックコメントの実施について

### 1 中期目標の概要について

地方独立行政法人法第 25 条に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間において、地方独立行政法人加古川市民病院機構が達成すべき業務運営に関する目標として、第 2 期中期目標を定めており、平成 28 年 7 月 1 日に加古川中央市民病院を開院して以降、東播磨地域の基幹病院として市民の生命と健康を守る役割を果たしております。

このたび、第 2 期中期目標の期間が今年度で終了することから、次期中期目標として、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間を期間とする第 3 期中期目標の策定に取り組んでいるところです。

### 2 パブリックコメントの概要

「地方独立行政法人加古川市民病院機構 第 3 期中期目標 (案)」(以下「中期目標 (案)」) について、市民のみなさまのご意見を反映した目標とするため、以下のとおりパブリックコメントを実施する予定です。

#### (1) 実施期間

令和 2 年 9 月 7 日 (月) から令和 2 年 10 月 6 日 (火) まで

#### (2) 閲覧場所 (22 箇所)

- ・市役所市民ロビー、健康課
- ・東加古川市民総合サービスプラザ、各市民センター、各公民館
- ・加古川市総合福祉会館、ウェルネージかこがわ、加古川中央市民病院

#### (3) 意見を提出できる方

- ・加古川市に在住、在勤、在学の方
- ・加古川市に事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・加古川市に対して納税義務を有する方
- ・中期目標 (案) に利害関係を有する方

#### (4) 意見の提出方法

閲覧場所での意見受付のほか、市役所への郵送、ファクシミリ及び電子メールでの意見受付を行います。

#### (5) ご意見に対する考え方の公表

いただいたご意見につきましては、市の考え方を整理し、公表します。